

定 款

2020 年（令和 2 年）5 月 27 日 改正

株式会社エコス

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エコスと称し、英文では Eco's Co, Ltd.と表示する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生鮮食料品及び保存食料品等食料品全般の製造、加工ならびに販売
2. 塩、たばこ、米穀類、酒類の販売
3. 日用品雑貨、衣料品、化粧品等の販売
4. 郵便切手、収入印紙及び宝くじの委託販売
5. 書籍雑誌、事務用品、玩具の販売
6. 生花、園芸植物及び園芸用品の販売
7. 医師の処方箋による調剤
8. 医薬品、医薬部外品、健康食品、医療用器具、動物用医薬品、動物用医療用具、介護保険法に基づく特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具、毒物、劇物等の販売
9. 家庭用電気製品、録画用メディア、時計、カメラ、装身具、運動用品、インテリア用品の販売
10. 飲食店、喫茶店、遊技場クリーニング業及びプレイガイドの経営
11. 不動産の売買、仲介、斡旋、開発、賃貸及び管理並びに動産の賃貸借
12. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する事業
13. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
14. 情報処理システム並びに物流システムの開発及びデータ処理提供に関する業務
15. スーパーマーケット、ショッピングセンター等の商業施設の建設、経営及び維持管理
16. 一般廃棄物、産業廃棄物の処理及び収集・運搬業
17. 貨物運送事業、宅配便、倉庫業
18. 前払式証票の発行及び取扱に関する業務
19. 前各号に掲げる事業の卸売業、輸出入業、並びに電子商取引及び電子決済サービスに関する事業
20. クレジットカード事業、電子マネー等の決済代行業並びに金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け等の金融業
21. 建物保守管理、清掃業務及び警備業務に関するコンサルタント及び代理店業務
22. 財務経理、労務管理等の事務処理、研修事業及び販売促進事業の受託代行
23. 発電、売電に関する事業及び代理店業務
24. 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務委託
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都昭島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない
事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1
単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を、当会社に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 剰余金の配当を受ける権利。
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利。
- (5) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
- 2 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決 議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議およびその他法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議により、当社を代表し業務を執行する代表取締役を定める。

- 2 当社は、取締役会の決議により、取締役社長 1 名を、また必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、取締役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。

(最高顧問、顧問および相談役)

第 25 条 取締役会の決議により、最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬および退職慰労金等)

第 31 条 取締役の報酬および退職慰労金等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役および補欠監査役の選任)

- 第 34 条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において監査役候補者を予め選任することができる。
 - 3 監査役候補者の選任決議は、第 1 項に準ずる。
 - 4 監査役候補者の選任決議の有効期間は、当該決議後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役及び前条第 2 項の定めにより選任された監査役候補者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、監査役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める範囲内とする。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬および退職慰労金等)

第 42 条 監査役の報酬および退職慰労金等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、監査役会の同意を得て株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(期末配当金)

第49条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金等)

第50条 当会社は、毎年8月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

- 2 当会社は、前条および本条第1項のほか、基準日を定めて金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金および中間配当金等が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金等には利息をつけない。